

**(仮称) 古河市新公会堂・未来産業用地（大堤地区）開発事業者公募アドバイザー業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 事業の趣旨・目的

（仮称）古河市新公会堂の整備については、市民が文化に親しみ、交流を深める場を提供するとともに、地域の誇りを育むシンボルとして、重要な役割を果たすことを期待して事業を実施している。また、新公会堂の建設候補地は、未来産業用地開発事業「大堤地区」として、地域内での消費を促進するため、本市の地域特性を活かした商業、産業、文化の広域交流拠点を整備することで地域経済の好循環をもたらすことをねらいに事業を実施している区域となる。

そのため、本業務において、新公会堂の事業方式や実施方針、管理運営計画等及び、未来産業用地（大堤地区）とともに一体的に開発する事業者の選定に係るアドバイザーを目的とする。

2. 業務概要

- （１）業 務 名 （仮称）古河市新公会堂・未来産業用地（大堤地区）開発事業者公募アドバイザー業務
- （２）業 務 内 容 別紙「（仮称）古河市新公会堂・未来産業用地（大堤地区）開発事業者公募アドバイザー業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- （３）契 約 期 間 契約日の翌日から令和 9 年 12 月 31 日まで
- （４）委託料限度額 65,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- （５）担当所属及び
問い合わせ先 〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
古河市役所企画政策部プロジェクト推進課
電話 0280-92-3111 FAX 0280-92-3088
電子メール project@city.ibaraki-koga.lg.jp

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- （２）公募日から契約締結日までの間において、古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成 17 年古河市告示第 25 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- （３）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- （４）古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年 9 月 12 日告示第 24 号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと
- （５）古河市建設工事入札参加希望請負業者資格審査要綱（平成 17 年古河市告示第 21 号）に基づき、建設コンサルタント業務の入札参加資格を有する者であること。

- (6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4. プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和7年 9月 19日 (金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和7年 9月 24日 (水) 12時必着
ウ 質問に対する回答	令和7年 9月 26日 (金)
エ 参加表明書の提出期限	令和7年 10月 3日 (金) 12時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和7年 10月 14日 (火) 12時必着
カ プレゼンテーション (予定)	令和7年 10月 22日 (水)
キ プロポーザル審査実施 (予定)	令和7年 10月 22日 (水)
ク 審査結果の通知・公表 (予定)	令和7年 10月 24日 (金)

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和7年9月19日～令和7年10月3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで、提出期限の令和7年10月3日（金）は12時まで）
- イ 配布場所：上記2（5）の担当課で配布するほか、古河市ホームページからダウンロードできる。

URL(<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/prj/bunnkasisetuseibisuisinnzigyoku/20956.html>)

(3) 事前説明会・現地見学会

事前説明会及び現地見学会については開催しない。

(4) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、任意の質問書により電子メール又はFAXにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和7年9月24日（水）12時必着
- イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2（5）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和7年9月26日（金）
- エ 回答方法：回答は、古河市ホームページ（4（2）イのURL）に掲載する。

(5) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書、確認書及び暴力団排除に関する誓約書（入札参加資格を有しない者のみ）を作成し、持参により提出すること。

- ア 提出期限：令和7年10月3日（金）12時必着
- イ 提出場所：2（5）
- ウ 提出方法：持参（平日の9時から17時まで、提出期限の令和7年10月3日（金）は12時まで）

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年10月8日（水）12時ま

でに辞退届（様式任意）を提出すること。

（６）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、参加資格を有すると認められたときは、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参により提出すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてＡ４版用紙を使用することとし、Ａ３版用紙を使用する場合には、Ａ４版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似事業の業務実績

（オ）見積書

ウ 企画提案書は１者１提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、１０部（正本１部、副本９部）とする。

オ 提出の際に、古河市長宛ての見積書の正本１部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積金額と整合させること。

（７）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、古河市情報公開条例（平成１７年古河市条例１９号）に基づく公文書開示請求の対象となる場合もある。

エ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

５．審査方法等

（１）審査基準

別表「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。なお、参加者が1事業所のみであっても審査を実施する。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。また、一次審査として書類審査により、二次審査対象者を選定し、二次審査としてプレゼンテーションを実施する。なお、審査については、非公開とする。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(3) による評価の評価平均点（審査員の合計点数の平均点）が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、見積金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された見積金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、評価平均点が50点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について古河市ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。なお、一次審査及び二次審査の経緯及び審査内容等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受けないこととする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、評価平均点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の数及びそれぞれの評価平均点

7. 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と古河市との間で、仕様、経費等について再度協議

を行い、随意契約の方法により、予定価格の制限の範囲内の価格で契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。